

様式第十四（第五十八条第四項関係）

形質変更時要届出区域台帳

大阪府

整理番号	整－25－1	指定年月日・指定番号	平成25年5月13日 指－25号 平成25年12月6日 指－29号 平成30年6月21日 指－56号 令和5年6月30日 指－109号 令和5年8月28日 指－110号 令和6年4月25日 指－122号 令和6年6月6日 指－125号 令和6年7月3日 指－126号 令和6年7月22日 指－127号 令和6年8月5日 指－128号 令和6年8月28日 指－131号 令和6年9月19日 指－132号 令和6年10月15日 指－135号 令和7年1月16日 指－137号	所在地	摂津市西一津屋700番1、700番71、700番74及び700番1地先水路の各一部並びに一津屋二丁目452番1の各一部
調製・訂正年月日	平成25年5月13日調製、平成25年12月6日訂正、平成28年10月6日訂正、平成30年6月21日訂正、平成31年4月2日訂正、令和5年6月30日訂正、令和5年8月28日訂正、令和6年4月25日訂正、令和6年6月6日訂正、令和6年7月3日訂正、令和6年7月22日訂正、令和6年8月5日訂正、令和6年8月28日訂正、令和6年9月19日訂正、令和6年9月26日訂正、令和6年10月15日訂正、令和7年1月16日訂正				
形質変更時要届出区域の概況			事業場敷地	面積	64,257.81㎡
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨			一部の区画について、法第14条第3項の規定に基づき指定（42,412.71㎡）		
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由			－		
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置			指定区域の一部について、土壌汚染の除去(基準不適合土壌の掘削による除去)が講じられた。		
第58条第4項第9号から第11号までに該当する区域にあっては、その旨			－		

形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目	指定調査機関の名称
	平成25年4月22日	水銀及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際環境ソリューションズ株式会社
	平成25年4月22日	ふっ素及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際環境ソリューションズ株式会社
	平成25年11月25日	ふっ素及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際環境ソリューションズ株式会社
	平成30年5月15日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	平成30年5月15日	ふっ素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和5年3月10日	トリクロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和5年3月10日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和5年3月10日	ふっ素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和5年3月10日	水銀及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和5年3月10日	砒素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和5年7月4日	トリクロロエチレン（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和5年7月4日	鉛及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和5年7月4日	ふっ素及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和5年7月4日	水銀及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和5年7月4日	砒素及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年2月8日	六価クロム化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年2月8日	シアン化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年2月8日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年2月8日	砒素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社

	令和6年2月8日	ふっ素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	クロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	1, 2-ジクロロエタン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	1, 1-ジクロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	1, 2-ジクロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	テトラクロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	1, 1, 1-トリクロロエタン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	1, 1, 2-トリクロロエタン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	トリクロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	カドミウム及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	六価クロム化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	シアン化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	水銀及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	セレン及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	砒素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	ふっ素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	ほう素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	シマジン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	チオベンカルブ	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	チウラム	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	ポリ塩化ビフェニル	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	有機りん化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	クロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	四塩化炭素	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	1, 1-ジクロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	1, 2-ジクロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	ジクロロメタン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社

	令和6年4月23日	テトラクロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	1, 1, 1-トリクロロエタン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	トリクロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	砒素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年4月23日	ふっ素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年5月7日	クロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年5月7日	1, 2-ジクロロエタン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年5月7日	1, 1-ジクロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年5月7日	1, 2-ジクロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年5月7日	テトラクロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年5月7日	1, 1, 1-トリクロロエタン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年5月7日	1, 1, 2-トリクロロエタン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年5月7日	トリクロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年5月7日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年5月7日	砒素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年5月7日	ふっ素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年6月26日	六価クロム化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年6月26日	鉛及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年6月26日	砒素及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年6月26日	ふっ素及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年6月21日	クロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年6月21日	1, 2-ジクロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年6月21日	トリクロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社

	令和6年6月21日	カドミウム及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年6月21日	六価クロム化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年6月21日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年6月21日	砒素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年6月21日	ふっ素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年8月21日	鉛及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年8月21日	砒素及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年8月21日	ふっ素及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年8月21日	シマジン（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年8月21日	チオベンカルブ（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年8月21日	チウラム（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年8月21日	ポリ塩化ビフェニル（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年9月26日	カドミウム及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年9月26日	六価クロム化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年9月26日	鉛及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年9月26日	砒素及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社
	令和6年9月26日	ふっ素及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	国際航業株式会社

	令和6年12月25日	クロロエチレン（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・ 溶出量基準・第二溶出量基準			国際航業株式会社
	令和6年12月25日	1，2-ジクロロエチレン（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・ 溶出量基準・第二溶出量基準			国際航業株式会社
	令和6年12月25日	トリクロロエチレン（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・ 溶出量基準・第二溶出量基準			国際航業株式会社
	令和6年12月25日	カドミウム及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・ 溶出量基準・第二溶出量基準			国際航業株式会社
	令和6年12月25日	六価クロム化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・ 溶出量基準・第二溶出量基準			国際航業株式会社
	令和6年12月25日	鉛及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・ 溶出量基準・第二溶出量基準			国際航業株式会社
	令和6年12月25日	砒素及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・ 溶出量基準・第二溶出量基準			国際航業株式会社
	令和6年12月25日	ふっ素及びその化合物（法第14条第3項の規定に基づき指定）	含有量基準・ 溶出量基準・第二溶出量基準			国際航業株式会社
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	平成26年2月4日 (平成26年2月20日)	平成27年10月30日	土壌汚染の除去(掘削除去)	事業者	有・無	分別等処理（異物除去） 浄化等処理（不溶化）
	平成30年6月27日 (平成30年7月13日)	平成30年10月23日	土壌汚染の除去(掘削除去)	事業者	有・無	分別等処理（異物除去、含水率調整）

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。